

令和8年4月24日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	中原賢智	2番	山口真哉
3番	樋渡力	4番	川口真砂雄
5番	福田克義	6番	古賀珠理
7番	山崎健	8番	毛利清彦
9番	中山稔	10番	吉原新司
11番	豊村貴司	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	朝長勇
16番	上田雄一	18番	山口昌宏
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	佐々木征夫
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	川久保和幸

4. 地方自治法第121条により出席した者

なし

議 事 日 程 第 2 号

4月24日（金）10時開議

日程第1	常襲水害地対策特別委員会の設置及び委員の選任
日程第2	地域活性化対策等調査特別委員会の設置及び委員の選任
日程第3	選挙第3号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙
日程第4	選挙第4号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙
日程第5	選挙第5号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第6	選挙第6号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙

開 議 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1 常襲水害地対策特別委員会の設置及び委員の選任

日程第2 地域活性化対策等調査特別委員会の設置及び委員の選任

日程第1. 常襲水害地対策特別委員会の設置及び委員の選任、日程第2. 地域活性化対策等調査特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

特別委員会は、各会派の代表者会議において協議を行い、2件の特別委員会を設置することで意見の一致を見たところでございます。よって、常襲水害地対策特別委員会委員6名、地域活性化対策等調査特別委員会委員6名をもって構成する特別委員会を設置し、それぞれの事件に関連する問題の調査・検討事項を付託の上、閉会中も継続して、調査・検討することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、2件のそれぞれの事件に関連する問題の調査・対策に関する事件は、常襲水害地対策特別委員会委員6名、地域活性化対策等調査特別委員会委員6名をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して、調査・対策にあたることに決定をいたしました。

ただいま設置いたしました2件の特別委員会の委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することとなっております。

よって、常襲水害地対策特別委員会委員に2番山口真哉議員、4番川口議員、7番山崎議員、8番毛利議員、10番吉原議員、12番池田議員、以上6名を、地域活性化対策等調査特別委員会委員に3番樋渡議員、5番福田議員、9番中山議員、17番松尾議員、18番山口昌宏議員、20番江原議員の以上6名をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました2件の特別委員会の調査・対策の期間は、本会議がそれぞれ事件の終了を議決するまで継続して行うこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この2件の特別委員会の調査検討の期間は、本会議がそれぞれ付託しました事件の調査検討の終了を議決するまで継続して行うことに決定をいたしました。

特別委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休	憩	10時03分
再	開	10時14分

○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各特別委員会の委員長より、正副委員長の互選の結果について報告がございましたので御報告をいたします。

常襲水害地対策特別委員会委員長に12番池田議員、同副委員長に10番吉原議員。

地域活性化対策等調査特別委員会委員長に18番山口昌宏議員、同副委員長に9番中山議員。

以上のとおりでございます。

日程第3 選挙第3号

日程第3. 選挙第3号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第2項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議員2名の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と同条第2項の規定による指名推選の2つの方法がございます。

そこでお諮りいたします。この選挙については指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私のほうで指名をいたします。

11番豊村議員、16番上田議員の両名を指名いたします。

ただいま指名いたしました 11 番豊村議員、16 番上田議員を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、11 番豊村議員、16 番上田議員が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました 11 番豊村議員、16 番上田議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選された両名がいらっしゃいますので、当選の承諾の旨の挨拶をお願いいたします。11 番豊村議員

○11 番（豊村貴司君）〔登壇〕

指名いただきまして、ありがとうございます。

しっかりと職務を務めていきたいと思っておりますので、皆様の御指導も、あわせてよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

16 番上田議員

○16 番（上田雄一君）〔登壇〕

同じく、初めてまいりますけれども、精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、御指導よろしく申し上げます。

○議長（吉川里己君）

日程第 4 選挙第 4 号

日程第 4. 選挙第 4 号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

杵島工業用水道企業団規約第 5 条第 1 項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから 1 名の企業団議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票と同条第 2 項による指名推選の 2 つの方法がございます。

そこでお諮りいたします。この選挙については指名推選によりたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することといたします。

それでは、私において指名いたします。

16 番上田議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました 16 番上田議員を杵島工業用水道企業団議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、16 番上田議員が杵島工業用水道企業団議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました 16 番上田議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました 16 番上田議員の当選の承諾の旨の挨拶をお願いいたします。16 番上田議員

○16 番（上田雄一君）〔登壇〕

何度もすみません。

引き続き、杵島工水のほうを、また、しっかり頑張っていきたいと思いますので、皆さん、御指導をよろしくお願いします。

○議長（吉川里己君）

日程第 5 選挙第 5 号

日程第 5. 選挙第 5 号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから広域連合議会議員 1 名の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票と同条第 2 項の規定による指名推選の 2 つの方法がございます。

そこでお諮りいたします。この選挙については指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をさせていただきます。

17 番松尾議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました 17 番松尾議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、17 番松尾議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま当選をされました 17 番松尾議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました 17 番松尾議員、当選の承諾の旨の御挨拶をお願いいたします。17 番松尾議員

○17 番（松尾初秋君）〔登壇〕

引き続き行ってまいります。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（吉川里己君）

日程第 6 選挙第 6 号

日程第 6. 選挙第 6 号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

佐賀県西部広域環境組合規約第 6 条第 1 項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議員 2 名の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票と同条第 2 項の規定による指名推選の 2 つの方法がございます。

お諮りいたします。この選挙については指名推選によりたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りをいたします。指名の方法は議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することといたします。

それでは、私において指名いたします。

12 番池田議員、17 番松尾議員の両名を指名いたします。

ただいま指名いたしました 12 番池田議員、17 番松尾議員を佐賀県西部広域環境組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、12 番池田議員、17 番松尾議員が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました 12 番池田議員、17 番松尾議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました両名がいらっしゃいますので、当選の承諾の旨の御挨拶をお願いいたします。12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

おはようございます。

西部広域環境組合議会議員に選任をされました。初めて行くので、先輩の松尾議員からしっかりと指導をいただきながら勉強してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉川里己君）

17 番松尾議員

○17 番（松尾初秋君）〔登壇〕

この組合には、最初からですよ、立ち上がったときからずっとおりますので流れは分かっております。

しっかり頑張っていきます。終わり。

○議長（吉川里己君）

どうもありがとうございました。

以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

散 会 10時24分

